

○経済産業省令第 号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六条第二項、第十二条第三項、第二十三条、第二十五条及び第二十六条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日 経済産業大臣 名

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（情報処理安全確保支援士試験の免除）	（情報処理安全確保支援士試験の免除）

第三条 (略)

2 法第六条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の一部を免除する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、それぞれ当該各号に定める科目を免除する。

1 支援士試験に合格した者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に支援士試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を

第三条 (略)

2 法第六条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の一部を免除する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。

1 支援士試験に合格した者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。） 前条第一項第一号に規定する科目

勘案して定める期間内に支援士試験を受けることとする。） 前条第一項第一号に規定する科目

- 一 支援士試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知识において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に支援士試験を受けることが困難で

- 一 支援士試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知识において経済産業大臣の定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。）
前条第一項第一号に規定する科目

あるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に支援士試験を受けることとする。） 前条第一項第一号に規定する科目

三 別表に定める高度情報技術マネジメント試験、高度情報技術データ・ＡＩ試験及び高度情報技術システム試験（以下これらを総称して「高度情報技術試験」という。）のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に

三 第三十七条第一項別表に定めるＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ＩＴサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験（以下「高度試験

支援士試験を受ける場合に限る。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に支援士試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に支援士試験を受けることとする。

） 前条第一項第一号に規定する科目

四 高度情報技術試験のいずれか一の試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第三十九条により読み

）という。）並びに応用情報技術者試験のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。） 前条第一項第一号に規定する科目

四 高度試験のいずれか一の試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられ

替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に支援士試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に支援士試験を受けることとする。） 前条第一項第一号に規定する科目

五 前各号に掲げる者のほか、前条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ、情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能の一部を

た第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。） 前条第一項第一号に規定する科目

五 前各号に掲げる者のほか、第二条各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能の一部を有する

有する者として経済産業大臣が定める者 経
済産業大臣が定める科目

3・4 (略)

(試験の回数等)

第四条 経済産業大臣(機構が支援士試験事務を
行う場合にあつては、機構。次項において同じ
。)は、支援士試験を毎年少なくとも一回行い
、実施する期日、場所その他支援士試験の実施
に関し必要な事項は、あらかじめ、インターネ
ットの利用その他の適切な方法により公示する
ものとする。

者として経済産業大臣が定める者 経済産業
大臣が定める科目

3・4 (略)

(試験の回数等)

第四条 支援士試験は、毎年少なくとも一回行い
、支援士試験を実施する期日、場所その他支援
士試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ
官報に公示する。

2 経済産業大臣は、前項のほか、支援士試験の適切な実施の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第五条～第七条 (略)

(合格者台帳の記載等)

第八条 経済産業大臣(機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。次項において同じ。)は、支援士試験に合格した者の受験番号、氏名、生年月日及び合格証書番号を合格者台帳(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、

2 経済産業大臣(機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。)は、前項のほか、支援士試験の適切な実施の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第五条～第七条 (略)

(合格者台帳の記載)

第八条 経済産業大臣は、支援士試験に合格した者の受験番号、氏名、生年月日及び合格証書番号を合格者台帳に記載しなければならない。

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)に記載しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による記載を行つたときは、支援士試験に合格した者の受験番号をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による記載を行つたときは、支援士試験に合格した者の受験番号を官報に公示するとともに、試験に合格した者に対し、様式第二による合格証書を交付する

°

3 経済産業大臣は、機構が支援士試験事務を行
った場合においては、機構に対して、第一項の
合格者台帳の写しの送付を求めることができる
。

4 機構は、第一項の合格者台帳について、支援
士試験事務を行っている間、保存しなければな
らない。
(試験結果の報告)

第九条 機構は、支援士試験を実施したときは、
当該支援士試験を実施した日から三月以内に、
様式第二による報告書並びに合格者の受験番号

3 経済産業大臣は、機構が支援士試験事務を行
う場合においては、第一項の合格者台帳の写し
を機構に送付する。

(新設)

(合格者台帳の写しの保存)

第九条 機構は、前条第三項の規定による合格者
台帳の写しの送付を受けたときは、支援士試験
事務を廃止するまで当該合格者台帳の写しを保

氏名、生年月日、支援士試験の成績及び合格証書番号を記載した合格者一覧表を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（合格証書の交付）

第十条 経済産業大臣は、支援士試験に合格した者に対し、様式第三による合格証書を交付する。

（合格証明書の交付）

第十一条 支援士試験に合格した者は、様式第四による申請書を経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。）に提出し

なければならない。

（新設）

（合格証明書の交付）

第十条 支援士試験に合格した者は、様式第三による申請書を経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構。）に提出し

して、様式第五による合格証明書の交付を受け
ることができる。

- 2 前項の規定により合格証明書の交付を受けよ
うとする者は、交付手数料として一通につき七
百円を国（機構が支援士試験事務を行う場合に
あつては、機構。）に納付しなければならない
。

（削る）

第十二条・第十三条 （略）

（削る）

て、様式第四による合格証明書の交付を受ける
ことができる。

- 2 前項の規定により合格証明書の交付を受けよ
うとする者は、交付手数料として一通につき七
百円を国に納付しなければならない。

- 3 機構は、合格証明書を交付したときは、速や
かに経済産業大臣に報告しなければならない。

第十一条・第十二条 （略）

（試験結果の報告）

(受験手数料等の納付)

第十四条 (略)

- 2 第十一条第二項に規定する交付手数料は、国に納付する場合にあつては同条第一項に規定する申請書に当該手数料の額に相当する額の収入

第十三条 機構は、支援士試験を実施したときは、当該支援士試験を実施した日から三月以内に様式第五による報告書並びに合格候補者の受験番号、氏名、生年月日及び支援士試験の成績を記載した合格候補者一覧表を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(受験手数料等の納付)

第十四条 (略)

- 2 第十条第二項に規定する交付手数料は、国に納付する場合にあつては第十条第一項に規定する申請書に当該手数料の額に相当する額の収入

印紙を貼ることにより、機構に納付する場合に
あつては支援士試験事務規程で定めるところに
より納付しなければならない。

3 (略)

(経済産業大臣による支援士試験事務の実施等
)

第十五条 経済産業大臣は、機構が災害その他や
むを得ない事由により支援士試験事務の全部又
は一部を実施することが困難となつた場合にお
いて必要があると認めるときは、支援士試験事
務の全部又は一部を自ら行うものとする。

印紙を貼ることにより、機構に納付する場合に
あつては支援士試験事務規程で定めるところに
より納付しなければならない。

3 (略)

(経済産業大臣による支援士試験事務の実施等
)

第十五条 経済産業大臣は、機構が天災その他の
事由により支援士試験事務の全部又は一部を実
施することが困難となつた場合において必要が
あると認めるときは、支援士試験事務の全部又
は一部を自ら行うものとする。

2 (略)
(公示)

第十六条 経済産業大臣は、前条第一項の規定により支援士試験事務の全部又は一部を自ら行う場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

第十七条～第三十七条 (略)
(情報処理技術者試験の一部免除)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号

2 (略)
(公示)

第十六条 経済産業大臣は、前条第一項の規定により支援士試験事務の全部又は一部を自ら行う場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

第十七条～第三十七条 (略)
(情報処理技術者試験の一部免除)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号

に定める科目を免除する。

- 一 支援士試験に合格した者（当該試験に係る
第八条第二項の公示が行われた日から起算し
て二年以内に高度情報技術試験を受ける場合
に限る。ただし、災害その他やむを得ない事
由により当該期間内に高度情報技術試験を受
けることが困難であるときは、経済産業大臣
が当該事由を勘案して定める期間内に高度情
報技術試験を受けることとする。） 別表の
高度情報技術試験の区分のうち試験の科目の
欄第一号に規定する科目

に掲げる科目を免除する。

- 一 支援士試験に合格した者（当該試験に係る
第八条第二項の公示が行われた日から起算し
て二年以内に高度試験を受ける場合に限る。
） 前条第一項別表の高度試験の区分のうち
第一号に規定する科目

二 支援士試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知识において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度情報技術試験を受ける場合に限る。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に高度情報技術試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に高度情報技術試験を受けることとする。） 別表の高度

二 支援士試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知识において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）
前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

~~情報技術試験の区分のうち試験の科目の欄第~~

~~一号に規定する科目~~

(削る)

三 高度情報技術試験のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第二十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われ

三 応用情報技術者試験に合格した者（当該試験に係る第二十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）
前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

四 高度試験のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第二十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から

た日から起算して二年以内に高度情報技術試験を受ける場合に限る。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に高度情報技術試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に高度情報技術試験を受けることとする。） 別表の高度情報技術試験の区分のうち試験の科目の欄第一号に規定する科目

四 高度情報技術試験のいずれか一の試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において

起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

五 高度試験のいずれか一の試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通的知識において経済産業

経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度情報技術試験を受ける場合に限る。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に高度情報技術試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に高度情報技術試験を受けることとする。

） 別表の高度情報技術試験の区分のうち試験の科目の欄第一号に規定する科目

大臣の定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

五 前各号に掲げる者のほか、別表に掲げる試験の区分及び科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者 経済産業大臣が定める科目

(準用)

第三十九条 第四条から第十六条までの規定は、「技術者試験、技術者試験事務（技術者試験の実施に関する事務をいう。以下この条において同じ。）及び技術者試験事務規程（技術者試験事務の実施に関する規程をいう。）についてそれ

六 前各号に掲げる者のほか、前条第一項別表に掲げる試験の区分及び科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者 経済産業大臣が定める科目

(準用)

第三十九条 第四条から第十六条までの規定は、「情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試

ぞれ準用する。この場合において、これら規定
中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と
、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験
事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは
「技術者試験事務規程」と、第五条中「法第八
条第一項」とあるのは「法第二十六条第三項に
より読み替えられた法第八条第一項」と、第六
条中「法第八条第二項」とあるのは「法第二十
六条第三項により読み替えられた法第八条第二
項」と、第七条中「様式第一」とあるのは「様
式第十一」と、第九条中「様式第二」とあるの

験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程
」と、第五条中「法第八条第一項」とあるのは
「法第二十六条第三項により読み替えられた法
第八条第一項」と、第六条中「法第八条第二項
」とあるのは「法第二十六条第三項により読み
替えられた法第八条第二項」と、第七条中「様
式第一」とあるのは「様式第十一」と、第八条
中「様式第二」とあるのは「様式第十二」と、
第十条中「様式第三」とあるのは「様式第十三
」と、「様式第四」とあるのは「様式第十四」
と、第十一条中「法第九条第三項」とあるのは

は「様式第十二」と、第十条中「様式第三」とあるのは「様式第十三」と、第十一条中「様式第四」とあるのは「様式第十四」と、「様式第五」とあるのは「様式第十五」と、第十二条中「法第九条第三項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第九条第三項」と、第十三条中「法第九条第二項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第九条第二項」と、第十四条中「法第十条第一項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第十条第一項」と読み替えるものとする。

「法第二十六条第三項により読み替えられた法第九条第三項」と、第十二条中「法第九条第二項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第九条第二項」と、第十三条中「様式第五」とあるのは「様式第十五」と、第十四条中「法第十条第一項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第十条第一項」と読み替えるものとする。

とする。

別表を次のように改める。

別表（第三十七条関係）

試験の区分	試験の科目	試験の対象となる知識及び技能
高度情報技術マネジメント試験	一 情報処理システムに係る業務に関する共通的知识 二 情報処理システムを用いる業務その他の業務の一体的な企画並びに情報処理システムの開発及び提供に係る業務のプロセス管理に関する専門的知識 三 情報処理システムを用いる業務その他の業務の一体的な企画並びに情報処理システムの開発	情報処理システムを用いる業務 その他の業務の一体的な企画並びに情報処理システムの開発及び提供に係る業務のプロセス管理に必要な専門的知識及び技能

	及び提供に係る業務のプロセス 管理に関する専門的能力	
高度情報技術データ・AI試験	一 情報処理システムに係る業務 に関する共通的知识 二 情報処理システムに活用する データの管理、設計及び分析並 びにこれに係る情報処理システ ムの設計及び活用に関する専門 的知識 三 情報処理システムに活用する データの管理、設計及び分析並 びにこれに係る情報処理システ	情報処理システムに活用するデ ータの管理、設計及び分析並びに これに係る情報処理システムの設 計及び活用に必要な専門的知識及 び技能

	ムの設計及び活用に関する専門的能力	
高度情報技術システム試験	一 情報処理システムに係る業務に関する共通的知识 一一 情報処理システムの設計、開発及び管理に関する専門的知识 二 情報処理システムの設計、開発及び管理に関する専門的能力	情報処理システムの設計、開発及び管理に必要な専門的知识及び技能
基本情報技術者試験	一 情報処理システムに係る業務に関する共通的基础知识 一一 情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基础知识	情報処理システムの開発及び活用に必要な共通的基础知识及び基礎技能

	三 情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基本能力	
データマネジメント試験	一 情報処理システムに係る業務に関する共通的基本知識 一 情報処理システムに活用するデータの管理、設計及び分析並びにこれに係る情報処理システムの活用に関する共通的基本知識 二 情報処理システムに活用するデータの管理、設計及び分析並びにこれに係る情報処理システ	情報処理システムに活用するデータの管理、設計及び分析並びにこれに係る情報処理システムの活用に必要な共通的基本知識及び基本技能

情報セキュリティマネジメント試験	一 情報処理システムに係る業務に関する共通的基础知識 二 情報処理システムを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する共通的基础知識 三 情報処理システムを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する共通的基础能力	情報処理システムを用いる業務におけるセキュリティ管理に必要な共通的基础知識及び基礎技能
ITパスポート試験	一 情報処理システムに関する共通的基础知識	情報処理システムに関する共通的基础知識
	ムの活用に関する共通的基础能力	

様式第二から様式第十まで及び様式第十一から様式第十五までを次のように改める。

様式第 2（第 9 条関係）

情報処理安全確保支援士試験結果報告書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

独立行政法人情報処理推進機構

代表者の氏名

情報処理の促進に関する法律施行規則第 9 条の規定により次のとおり報告します。

実 施 年 月 日	
申 込 者 数	
受 験 者 数	
合 格 者 数	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

情報処理安全確保支援士試験合格証書

第 号

氏 名

年 月 日生

情報処理の促進に関する法律第6条第1項の規定により実施した情報処理安全確保
支援士試験に合格したことを証する

年 月 日

経済産業大臣

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 4（第 1 1 条関係）

受理年月日			
交付年月日		収入印紙 （収入印紙は消印 しないこと）	
情報処理安全確保支援士試験合格証明書交付申請書			
経済産業大臣 独立行政法人情報処理推進機構理事長 合格証明書の交付を申請します。		年 月 日	
フリガナ 氏 名		ローマ字名	
住 所			
生年月日	年 月 日	受験年度	
		合格証書番号	
証明書形式及び部数	和文	通	英文 通

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

機構が支援士試験事務を行う場合には、機構の定める大きさとする。

2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により交付手数料を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。

様式第 5（第 11 条関係）
（和文）

情報処理安全確保支援士試験合格証明書

氏 名

生 年 月 日

合格証書番号

合 格 年 月 日

情報処理の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により実施した情報処理安全
確保支援士試験に合格した者であることを証明する

年 月 日

経済産業大臣

印

独立行政法人情報処理推進機構理事長

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(英文)

CERTIFICATE FOR PASSERS OF
REGISTERED INFORMATION SECURITY SPECIALIST EXAMINATION

NAME : (Recipient's Name)
DATE OF BIRTH : (Recipient's Date of Birth)
CERTIFICATE NUMBER : (Certificate Number)
DATE OF CERTIFICATE : (Date of Certificate)

This is to certify that the person stated above has passed
Registered Information Security Specialist Examination.

(Date of Issue)

(signature)

The Minister of Economy, Trade and Industry / Commissioner, Innovation
Platform Agency, Japan

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

情報処理安全確保支援士登録申請書				
年 月 日				
経済産業大臣 殿 独立行政法人情報処理推進機構理事長				
氏 名				
情報処理安全確保支援士の登録を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第 18 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。				
		申請番号	—	
フリガナ			性別	1. 男
氏 名				2. 女
生 年 月 日	年 月 日 生			
情報処理安全確保支援士となる資格	1. 情報処理安全確保支援士試験合格 (合格証書番号：第 号) 2. 情報処理安全確保支援士試験の全部免除 (事由：)			
自 宅 住 所	〒 (電 話 番 号)			
勤 務 先	名 称			
	所 在 地	〒 (電 話 番 号)		
連絡用電話番号				
電子メールアドレス	メール 1			
	メール 2			
そ の 他				

収 入 印 紙 (消印しないこと)	
---	--

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2. 「申請番号」欄は、記載しないこと。

3. 「性別」の欄は該当するものに○印を付けること。

4. 「情報処理安全確保支援士となる資格」の欄は該当するものに○印を付け、合格証書番号又は事由を記載するとともに、合格証書の写し若しくは支援士試験の全部が免除となったことを証する書面の写しを添付すること。

5. この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼付すること。

なお、機構に提出する場合には、機構の定める方法により登録手数料を納付すること。

(情報処理安全確保支援士登録申請書)

氏 名	(姓)	(名)	個人	
			番号	

様式第7（第19条関係）

（表面）

情報処理安全確保支援士登録証			
		登録番号	第 号
氏 名			
生年月日		年 月 日生	
情報処理の促進に関する法律第12条第1項の規定により登録したことを証する			
登録年月日	年 月 日	登録更新回数	回
更新期限	年 月 日		
試験合格年月日	年 月 日		
年 月 日			
経済産業大臣		印	
独立行政法人情報処理推進機構理事長			

（裏面）

（備考）	
1	情報処理安全確保支援士倫理綱領に基づき行動すること。 経済産業大臣
2	登録を受けた事項に変更があったときには、 に登 独立行政法人情報処理推進機構 録事項変更届出書等を提出しなければならない。（情報処理の促進に関する法律第 15条） 経済産業大臣
3	登録証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、 独立行政法人情報処理推進機構 に登録証再交付申請書等を提出しなければならない。（情報処理の促進に関する法律 施行規則第21条第1項）
4	この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
5	更新期限の経過等により登録を削除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納 すること。

備考1. 用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。

2. 情報処理安全確保支援士試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められる者で、情報処理の促進に関する法律施行規則第1条各号に定める者については、「試験合格年月日」とあるのは「資格取得年月日」と読み替えるものとする。

様式第 8（第 19 条の 2 関係）

情報処理安全確保支援士登録更新申請書

年 月 日

経済産業大臣
独立行政法人情報処理推進機構理事長
殿

氏 名

情報処理安全確保支援士の登録の更新を受けたいので、情報処理の促進に関する法律
施行規則第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき申請します。

フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	生
登 録 番 号		

備考．用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

情報処理安全確保支援士登録事項変更届出書			
収入印紙 (収入印紙は消印 しないこと)		年 月 日	
経済産業大臣 殿			
独立行政法人情報処理推進機構理事長			
登 録 番 号 第 号			
氏 名			
情報処理安全確保支援士の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、 情報処理の促進に関する法律施行規則第 20 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け 出ます。			
登録事項	変更前		変更後
(フリガナ) 氏 名			
生年月日	年 月 日 生		年 月 日 生

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により登録事項の変更等の手数料
を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。
3. 変更の事実を証する書面を添付すること。

(情報処理安全確保支援士登録事項変更届出書)				
氏 名	(姓)	(名)	個人 番号	

情報処理安全確保支援士登録証再交付申請書	
収入印紙 (収入印紙は消印 しないこと)	年 月 日
経済産業大臣 殿	
独立行政法人情報処理推進機構理事長	
登録番号 第 号	
氏 名	
情報処理安全確保支援士登録証の再交付を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。	
記	
再交付を受ける理由	1. 登録証を滅失した。 2. 登録証を汚損した。 3. 登録証を破損した。

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により登録事項の変更等の手数料を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。
3. 登録証の汚損又は破損により再交付を受けようとする場合は、当該登録証を添付すること。

(情報処理安全確保支援士登録証再交付申請書)

氏 名	(姓)	(名)	個人 番号	
--------	-----	-----	----------	--

情報処理技術者試験結果報告書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

独立行政法人情報処理推進機構

代表者の氏名

情報処理の促進に関する法律施行規則第 39 条において準用する第 9 条の規定により
次のとおり報告します。

試 験 の 区 分	
実 施 年 月 日	
申 込 者 数	
受 験 者 数	
合 格 者 数	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

情報処理技術者試験合格証書

試験区分

第 号

氏 名

年 月 日生

情報処理の促進に関する法律第 26 条第 1 項の規定により実施した上記の試験
区分の国家試験に合格したことを証する

年 月 日

経済産業大臣

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 1 4 （第 3 9 条関係）

受理年月日	
交付年月日	

収入印紙 (収入印紙は消印 しないこと)

情報処理技術者試験合格証明書交付申請書

年 月 日 経済産業大臣 殿 独立行政法人情報処理推進機構理事長 合格証明書の交付を申請します。			
フリガナ 氏 名			ローマ字名
住 所			
生年月日	年 月 日	受験年度	
		合格証書番号	
試験区分			
証明書形式及び部数	和文	通	英文 通

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

機構が技術者試験事務を行う場合には、機構の定める大きさとする。

2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により交付手数料を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。

様式第15（第39条関係）
（和文）

情報処理技術者試験合格証明書

氏 名

生 年 月 日

試 験 区 分

合格証書番号

合 格 年 月 日

情報処理の促進に関する法律第26条第1項の規定により実施した情報処理
技術者試験に合格した者であることを証明する

年 月 日

経済産業大臣

印

独立行政法人情報処理推進機構理事長

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(英文)

CERTIFICATE FOR PASSERS OF
INFORMATION TECHNOLOGY ENGINEERS EXAMINATION

NAME : (Recipient's Name)
DATE OF BIRTH : (Recipient's Date of Birth)
CERTIFICATE CATEGORY : (Category)
CERTIFICATE NUMBER : (Certificate Number)
DATE OF CERTIFICATE : (Date of Certificate)

This is to certify that the person stated above has passed
Information Technology Engineers Examination.

(Date of Issue)

(signature)

The Minister of Economy, Trade and Industry / Commissioner, Innovation
Platform Agency, Japan

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

(施行期 日)

第一条 この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、様式第六、様式第九及び様式第十の改正規定は、同年三月八日から施行する。

(情報処理安全確保支援士試験の免除等の経過措置)

第二条 令和十一年六月三十日までの間におけるこの省令による改正後の情報処理の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二項第三号及び第四号の規定の適用については、同項第三号中「という。）」とあるのは「という。）並びにこの省令による改正前の情報処理の促進に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条第二項第三号に規定する高度試験及び旧規則別表に定める応用情報技術者試験」と、同項第四号中「高度情報技術試験」とあるのは「高度情報技術試験及び旧規則第三条第二項第三号に規定する高度試験」とする。

2 令和十一年六月三十日までの間における新規則第三十八条第三号及び第四号の規定の適用については、同条第三号中「のいずれか一」とあるのは「並びに旧規則第三条第二項第三号に規定する高度試験及び旧

規則別表に定める応用情報技術者試験のいずれか一」と、同条第四号中「のいずれか一」とあるのは「及び旧規則第三条第二項第三号に規定する高度試験のいずれか一」とする。

- 3 この省令の施行の際現に実施された情報処理の促進に関する法律第六条第一項に規定する情報処理安全確保支援士試験及び同法第二十六条第一項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務に対するこの省令による改正前の情報処理の促進に関する法律施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

(支援士試験及び技術者試験の合格者台帳)

第三条 この省令による改正前の情報処理の促進に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第八条第一項又は旧規則第二十九条において読み替えられた旧規則第八条第一項に規定する合格者台帳は、この省令による改正後の情報処理の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第八条第一項又は新規則第二十九条において読み替えられた新規則第八条第一項に規定する合格者台帳とみなす。

- 2 経済産業大臣は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第三項に規定する支援士

試験事務又は技術者試験事務（同規則第三十七条第一項に規定する技術者試験の実施に関する事務をいう。）を行う場合にあつては、施行日において、前項の規定により新規則第八条第一項又は新規則第三十九条において読み替えられた新規則第八条第一項に規定する合格者台帳とみなされた合格者台帳を機構に引き継ぐものとする。

（中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正）

第四条 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第一次試験の免除） 第四十一条 次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる科目	（第一次試験の免除） 第四十一条 次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる科目

について第一次試験を免除する。

一 五 (略)

六 情報処理の促進に関する法律第二十六条第

一項の規定による情報処理技術者試験 (情報

処理の促進に関する法律施行規則 (平成二十

八年経済産業省令第百二号) 別表に定める高

度情報技術マネジメント試験又は高度情報技

術システム試験に限る。) に合格した者 経

営情報システム

2・3 (略)

について第一次試験を免除する。

一 五 (略)

六 情報処理の促進に関する法律第二十六条第

一項の規定による情報処理技術者試験 (情報

処理の促進に関する法律施行規則 (平成二十

八年経済産業省令第百二号) の規定によるI

ストラテジスト試験、システムアーキテク

ト試験、プロジェクトマネージャ試験、シス

テム監査技術者試験又は応用情報技術者試験

に限る。) に合格した者 経営情報システム

2・3 (略)

(第一次試験科目免除の経過措置)

第五条 この省令による改正前の情報処理の促進に関する法律施行規則別表に規定するＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、システム監査技術者試験又は応用情報技術者試験に合格した者に対しては、その申請により、経営情報システムについて、第一次試験を免除する。

(弁理士法施行規則の一部改正)

第六条 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第六条 法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う	第六条 法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う

試験を免除する。

一　七　（略）

八　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第十条の規定により情報処理安全確保支援士試験の合格証書の交付を受けている者　第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目

九　情報処理の促進に関する法律施行規則第二十九条において読み替えて準用する同令第十条の規定により情報処理技術者試験の合格証書の交付を受けている者であつて、第三条の

試験を免除する。

一　七　（略）

八　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第八条第二項の規定により情報処理安全確保支援士試験の合格証書の交付を受けている者　第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目

九　情報処理の促進に関する法律施行規則第二十九条において読み替えて準用する同規則第八条第二項の規定により情報処理技術者試験の合格証書の交付を受けている者であつて、

表の上欄の第五号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者 当該科目 十～十二 (略)	第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者 当該科目 十～十二 (略)
--	--